

この補助金は、国の重点支援地方交付金を活用しています。

遊佐町中小事業者等

省エネ

省力化

生産性向上

省エネ・省力化設備導入緊急支援事業補助金

設備の更新で、働きやすい職場づくりと賃金引上げを実現しませんか？

受付期間：令和8年4月1日～12月31日 先着順での受付となります。

原油価格・物価高騰の影響、そして深刻な人手不足。町内事業者の皆さまを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。町では、**省エネ**や**省力化・生産性向上**設備の導入による「**コスト削減**」や「**業務の効率化**」を支援し、そこで生まれた余裕を「**従業員の皆さんの賃金引上げ**」や「**職場環境の改善**」につなげていただくための新しい補助制度を創設しました。

本事業は、令和8年12月31日までの期間限定です。この機会をぜひご活用ください。

補助金のポイント

- 補助率：対象経費（税抜）の**3分の2**
- 補助上限額：**50万円**（下限額 対象経費合計7万5千円以上）
- 複数の設備導入を組み合わせても対象になります。
例えば、LED照明への更新と高効率エアコンの導入

対象となる事業者

町内で事業を営む**中小企業・個人事業主**の方で、**以下の条件を満たす方**

- 従業員（パート・アルバイト含む）を**1名以上雇用**していること。
※親族のみの雇用、または事業主本人のみの場合は対象外です。
- 設備導入後に、賃金の引上げや処遇改善に取り組む計画がある**こと。
- 町税等の滞納がないこと。

事業のスケジュール

本事業は期間内に「事業完了」および「実績報告」まで行う必要があります。

- 受付開始：令和8年4月1日（水）～
- 完了期限：**令和8年12月31日（木）まで**
※設備の設置、業者への支払、町への報告すべてを終える必要があります。

【ご注意ください】

本補助金は予算の範囲内で交付するため、申請金額の合計が**予算額に達した時点**で、受付期間内であっても**募集を締め切る場合**があります。導入を検討されている方は、お早めにご相談・申請をお願いいたします。

お問い合わせ・相談窓口

遊佐町役場 産業課 産業創造係

電話：0234-72-4522（直通） FAX：0234-72-5896 メール：sozo@town.yuza.lg.jp

遊佐町ホームページから申請書の様式がダウンロードできます。

遊佐町中小事業者等 省エネ・省力化設備導入緊急支援事業補助金

対象となる設備の例

①省エネ設備	②省力化設備	③生産性向上設備
固定費を削減し、収益力を高めます。 例) LED照明、高効率エアコン、高効率給湯器、業務用保冷庫、節水型トイレなど	単純作業や負担を減らし、心身のゆとりを生みます。 例) 自動精算機、配膳ロボット、自動調理器、自動洗浄トイレへの改修など	業務をスムーズにし、従業員のスキルアップを目指します。 例) POSレジ、予約管理システム、高性能加工機械、設計ソフトなど

複数の設備導入を組み合わせても対象になります。

たとえば、LED照明への更新(10万円) + 高効率エアコンへの更新(25万円)の設備導入を申請

補助対象経費 = 10万円 + 25万円 = 35万円

$35万円 \times 2/3 = 23万円$ を補助

申請の流れ

- ①相談・見積 業者から見積書を取り、町へ相談。
- ②認定申請 町へ申請書を提出(必ず発注前に申請してください。)
【申請に必要な書類】
 - 事業計画書、町税等納付状況確認同意書
 - 見積書の写し(補助対象経費の積算根拠がわかる書類)
 - 導入予定設備のカタログ又は仕様書
 - 雇用実態を確認できる書類(直近1~3ヶ月分の賃金台帳など)
- ③決定・発注 町からの決定通知後、設備を発注・設置。
- ④実績報告 12月31日までに代金の支払いを終え、町へ報告書を提出。
【実績報告に必要な書類】
 - 領収書の写し(支出を証明する書類)
 - 設置した設備の設置状況が確認できる写真(施工前と施工後)
- ⑤補助金受領 内容確認後、町から補助金をお支払いします。

受付期間：令和8年4月1日～12月31日 先着順での受付となります。

お問い合わせ・相談窓口

遊佐町役場 産業課 産業創造係

電話：0234-72-4522(直通) FAX：0234-72-5896 メール：sozo@town.yuza.lg.jp

遊佐町ホームページから申請書の様式がダウンロードできます。